

## 神戸市外国語大学カリキュラム部会規程

2008年4月1日

規程第26号

(設置)

第1条 神戸市公立大学法人教育研究評議会規則(2023年4月規則第60号)第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会にカリキュラム部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 神戸市外国語大学外国語学部履修規則(2023年4月規則第80号)、神戸市外国語大学外国語学部第2部履修規則(2023年4月規則第81号)及び教務に関わる神戸市外国語大学学則(2007年4月学則第1号)の改定に関する事項
- (2) 神戸市外国語大学特別共通科目に関する規則(2023年4月規則第99号)、神戸市外国語大学学内単位互換制度に関する規則(2023年4月規則第100号)、神戸市外国語大学研究指導・卒業論文指導(ゼミナール)とコースに関する規則(2023年4月規則第102号)、神戸市外国語大学外国学部履修登録単位の上限に関する規則(2023年4月規則第98号)、神戸市外国語大学セメスター制に関する規則(2023年4月規則第101号)及び神戸市外国語大学他セクション科目の担当に関する規程(2009年4月規程第12号)に関する事項
- (3) (1)又は(2)に関する事項のうち、学務担当副学長(学生支援部長)が教務委員会又は他の委員会若しくは部会での審議が相当と判断した事項を除く。

(組織)

第3条 部会は、学長が指名した教員による委員で組織する。

- 2 前項の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、副部会長が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、大学事務局学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会で定める。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。